

別表

根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容	
77の35②一	6の2④	適合しない旨の通知書等の交付義務違反(※1)	D	業務停止命令1月	
	6の2⑤	特定行政庁への報告義務違反(※1)	D	業務停止命令1月	
	7の2③	完了検査引受証の交付等義務違反(※2)	D	業務停止命令1月	
	7の2④	完了検査の期限内履行義務違反(※2)	D	業務停止命令1月	
	7の2⑤	検査済証の交付義務違反(※2)	D	業務停止命令1月	
	7の2⑥	完了検査結果の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令1月	
	7の4②	中間検査引受証の交付等義務違反(※3)	D	業務停止命令1月	
	7の4③	中間検査合格証の交付義務違反(※3)	D	業務停止命令1月	
	7の4⑥	中間検査結果の報告義務違反(※3)	D	業務停止命令1月	
	7の6③	仮使用認定の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令1月	
	18の3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査(「77の35②五その他③」に係るものを除く。)	D	業務停止命令1月	
	77の21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令3月	
	77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令3月	
	77の24②	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月	
	77の24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令3月	
	77の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月	
77の29の2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令1月		
77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令1月		
77の35②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令6月	
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令3月	
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令3月	
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令3月	
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令3月	
77の35②三	77の24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令に違反	A	取消し	
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し	
	77の30	監督命令違反	A	取消し	
77の35②四	77の20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の20三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任 ②代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	(削除)	(削除)	(削除)
			③確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月
			④業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令6月
			77の20六	機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画についての建築確認の実施	B
77の20七	機関としての制限業種の実施等	A	取消し		
77の20八	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月		
77の35②五	77の31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月	
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月	
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月	
	77の31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月	
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月	
	77の35②本文	業務停止命令違反	A	取消し	
	その他	①法第6条の2第6項の規定に基づく確認済証の失効又は法第7条の6第4項の規定に基づく仮使用認定の失効	A~D	業務停止命令若しくは取消し又は監督命令	
		②法第6条の2若しくは法第7条の6の規定に基づく特定行政庁への報告又は7条の2若しくは7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告若しくは通知の内容の誤り	D	業務停止命令1月	
③法第6条の2第1項の確認、法第7条の2第1項若しくは法第7条の4第1項の検査又は法第7条の6第1項第2号の仮使用の認定における著しく不適切な判断		A~D	業務停止命令若しくは取消し又は監督命令		
④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為		C	業務停止命令3月		
77の35②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し	

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば「77の35②一」は「第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2)「処分事由」欄の「※1」「※2」及び「※3」は次のとおりである。

(※1)：法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2)：法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3)：法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。